

第3章 基本的な考え方

1 本計画がめざすもの

本市には、公害問題について、市民・事業者・行政のすべての主体が取組を進めてきた結果、改善が図られた実績があります。こうした実績を活かし、今後も大幅に改善した大気や水などの環境を維持し、次の世代に確実に引き継いでいくことが重要です。

私たちは、自らが環境に負荷を与えている存在であることを改めて認識し、健全で良好な環境を育み、健康でかつ心豊かに安心して快適に暮らせるよう、環境負荷の少ない持続可能なまちづくりをしていかなければなりません。

本計画では、第1章で掲げた環境基本計画における「大気や水などの環境保全」の目標「大気や水などのきれいさや安全性を守るとともに、化学物質による環境リスクを低減させるなど、更なる地域環境の改善をめざす」の実現に向け、市民や事業者の連携・協力・参加を促進することで、より良い環境づくりを共に進めていくため、大気や水などの環境保全分野における考え方や目標、具体的な施策等を体系的に分かりやすくとりまとめ、**だれもが、健全で良好な大気や水などの環境を育み、将来にわたり安心して快適に暮らせるまち**の実現をめざします。

なお、環境基本計画におけるめざすべき環境像である「豊かな未来を創造する地球環境都市かわさきへ」を踏まえ、大気や水などの環境保全分野において、川崎市環境基本条例の規定に基づく環境目標値といった長期的にめざすべき水準の達成を見据えた将来の環境の姿を次のとおり示すこととします。

- ・ 市民が安心できる良好な大気環境が保たれているとともに、快適に過ごせる清浄な大気の実現されている
- ・ 河川や海域の環境が良好に保たれているとともに、人と水のふれあいの場となる豊かな水環境が実現されている
- ・ 化学物質による環境リスクが最小化された安心できる環境が保たれている

また、これらの実現をめざしていくことを通じて、大気や水などの環境に係る市民実感の向上をめざします。

環境基本計画の目標を実現するためには、本計画の対象範囲である大気環境・水環境・化学物質・市民実感のそれぞれの項目ごとに、きれいさや環境リスクの低減等に係る望ましい状態をめざすことが必要となるため、本計画においては、大気環境・水環境・化学物質・市民実感ごとに目標を整理します。

2 目標

環境基本計画に掲げる大気や水などの環境保全分野の目標を踏まえるとともに、第2章において整理した今後の課題を踏まえ、大気環境・水環境・化学物質対策・市民実感の項目ごとに、めざす状況、目標及び指標を示します。

大気

大気環境のめざす状況

大気環境は、これまでの法や条例に基づく取組等により大幅に改善しているものの、二酸化窒素は対策目標値（環境基準）の下限値の達成までには至っておらず、微小粒子状物質（PM2.5）は環境基準に近い濃度で推移しており、光化学スモッグ注意報は毎年発令されている状況にあるため、「二酸化窒素濃度の更なる低減」、「PM2.5濃度の更なる低減」、「光化学スモッグ注意報発令0日に向けた光化学オキシダント高濃度の低減」の3項目を主なものとして、各種取組を推進することで大気環境全体の負荷の低減をめざします。

【目標】

二酸化窒素の対策目標値（環境基準）下限値（0.04ppm）の達成

PM2.5の環境基準の達成維持

光化学オキシダント高濃度の低減

[指標]

- ・二酸化窒素の対策目標値（環境基準）下限値（0.04ppm）以下を達成した測定局数
[めざす方向：対策目標値の下限値以下の達成局数の増加]
- ・PM2.5の環境基準を達成した測定局数
[めざす方向：全測定局の環境基準達成の維持]
- ・光化学オキシダント環境改善評価指標*
[めざす方向：評価指標値の低減]

*窒素酸化物濃度、非メタン炭化水素濃度（VOCの一種）、国の新指標についても把握します。

関連取組*：I-1-①・③、II-2-②、II-3-①、II-4-②・③等

※第4章の基本施策に位置づけた具体的取組のうち、指標に直接関連する主な取組を含む施策を示しています。

光化学オキシダント環境改善評価指標値

本計画では、市独自の新たな指標として、光化学スモッグ注意報が発令される4月から10月までの日中の光化学オキシダントの生成量に着目した指標を設定します。

この指標は、光化学オキシダントの原因物質（窒素酸化物（NO_x）、揮発性有機化合物（VOC））の環境濃度との関係性が強く、事業者や市民の原因物質削減の取組の効果が把握できる指標となっています。（詳細は巻末付属資料の付-8参照）





水環境のめざす状況

水環境は、平成 28（2016）年度に、市内のほぼ全ての河川に生物化学的酸素要求量（BOD）をはじめとした環境基準が適用されたこと及び海域では化学的酸素要求量（COD）の環境基準を達成していないことから、これまでの法や条例に基づく監視・指導を継続するとともに、生活排水対策等の推進に向けて市民の水環境への配慮意識を向上する取組の推進や、国や周辺自治体との連携により、更なる水質改善をめざします。さらに、水量、水生生物、水辺地についても、関係機関と連携して施策を推進し、より良い水環境の実現をめざします。

【目標】

河川の BOD 及び海域の COD の環境基準値適合

[指標] 河川の BOD 及び海域の COD の環境基準値の適合地点数

[めざす方向：河川の BOD 及び海域の COD の環境基準値の適合地点数の増加]

関連取組：Ⅰ-1-②・④・⑥・⑦、Ⅱ-1-①・②、Ⅱ-2-②、Ⅱ-4-③等



化学物質対策のめざす状況

化学物質の市内における環境への排出量は、事業者の努力などにより大幅に削減されています。今後は、これまでの取組の継続により第一種指定化学物質の総排出量の維持又は低減をめざすことに加え、事業者による自主的な取組を促進し、化学物質による環境リスクの低減に向けて、個々の化学物質の環境リスクを考慮した適正管理に係る施策を推進します。また、化学物質による環境リスクに関する情報共有等に向けた環境・リスクコミュニケーションを推進するなど、市民や事業者等の理解を促進します。

【目標】

市内の PRTR 対象事業所から排出される化学物質の総排出量の維持又は低減

[指標] PRTR 対象事業所から排出される第一種指定化学物質の総排出量

[めざす方向：現状(H30：1,060 トン)を維持又は低減]

関連取組：Ⅱ-4-①・③等



市民実感のめざす状況

大気や水などの環境は大きく改善した一方で、市民の満足度は必ずしも高くなく、大気や水などの環境についての関心も高いとは言えないことから、更なる環境の向上を図るとともに、世代ごとに合わせた分かりやすい情報発信や、身近な環境に親しむ取組などを通じて関心を高め、市民の参加を促し、環境配慮意識や環境が良好であるという実感の向上を図ります。

【目標】

大気や水などの環境が良好であるという市民実感の向上

[指標] 市内の空気や川、海のきれいさの満足度（かわさき市民アンケート「生活環境の満足度」）

[めざす方向：現状(R1：53.9%*)より増加すること] *「満足している」「まあ満足している」の合計

関連取組：Ⅱ-1-①・②・③、Ⅱ-2-①等

3 方向性及び視点

これまでに述べたことを踏まえて、安全かつ安心で快適に暮らせる大気や水などの環境をめざし、次の2つの方向性を基本として施策を推進します。

【2つの方向性】

安全で良好な環境を保全する

大気汚染防止法や水質汚濁防止法などの環境関連法、市条例に基づく規制を中心とした取組を継続して実施し、環境基準の達成維持を図るなど、これまでの取組で改善した大気や水などの安全で良好な環境を保全する。

安心で快適な環境を共に創る

市民など多様な主体と協働した環境意識の向上に資する取組、事業者の自主的な取組の推進などを実施し、更なる環境の向上や良好な環境に関する市民実感等の向上を図るなど、市民や事業者と一体となって、安心で快適な環境づくりを進める。

また、取組を効果的に推進するためには、大気や水などの環境保全分野だけでなく、関連する分野との連携や本市の地域特性に留意した取組が重要になるため、次の2つの視点を踏まえた取組の推進を図ります。

《2つの視点》

複合的な環境施策の展開

主要な環境分野や大気や水などの環境と関連する施策など、相互に効果が波及し合うことが期待される取組を推進する。

こうした取組を通じて、環境分野間の連携、社会・経済をはじめとする他分野との連携による複合的な環境施策の展開を図る。

地域の特性を踏まえた取組

本市は地域ごとに特徴があるため、地域の特性を踏まえ、地域ごとの大気や水などの環境に係る取組や情報を効果的に発信する。

こうした取組を通じて環境配慮意識の向上や市民実感の向上を図る。

第4章 基本施策

1 施策整理の考え方

第2章において現在の取組及び課題を示し、第3章では、それらを踏まえて目標を設定するとともに、施策を推進する上での「2つの方向性」及び「2つの視点」を示しました。本章では、方向性、視点を踏まえた施策の位置づけを体系として示します。

初めに、「2つの方向性」を具体的な施策体系として整理するため、「基本的な施策の方向性」及び「基本施策」を設定し、構成や具体的な取組等を示します。

本計画の目標は、大気環境・水環境・化学物質対策・市民実感の各項目ごとに設定していますが、目標の達成に向けた施策は総合的に取り組む必要があるため、施策体系を整理する上では、「多様な主体との協働・連携」や「事業者の自主的な取組」など、取り組み方や手法の観点で整理します。なお、経済・社会・環境の統合的な向上に寄与する観点から、川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針を踏まえ、SDGsのゴールやそのターゲットの考え方を取り入れながら施策を推進します。

次に、「2つの視点」による取組を整理するため、環境分野間の連携や他分野の施策との連携について「複合的な環境施策の展開」として示すとともに、地域特性等から本市を3つの地域区分に分類した「地域の特性を踏まえた取組」を示します。

2 基本的な施策の方向性

基本的な施策の方向性及び基本施策の考え方は、次のとおりとします。

基本的な施策の方向性 「安全で良好な環境を保全する」(基盤となる継続的な取組)

市民の健康と良好な大気や水などの環境を保全するため、これまでの様々な取組により環境が大きく改善してきた成果を踏まえ、各種規制基準の遵守を図るなど、環境関連法や市条例に規定された取組（規制等）を、環境を保全するための基盤となる取組として継続して着実に推進し、環境基準の達成維持をめざす。併せて、災害発生時、大気や水質に関わる事故等の発生時に適切に対応する。

・基本施策 - 1 「大気や水などの環境保全」

環境基準の達成・維持などのため、大気汚染防止法や水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、土壌汚染対策法などの法律や市条例に基づく事業所等の監視・指導や環境モニタリング等に引き続き取り組むとともに、緊急時等に適切な対応を行う。

取組の方向：これまで行ってきた取組は、環境改善に一定の成果があったことから、引き続き安全で良好な環境を保全する取組を行います。また、事故等の緊急時の対応を行います。

基本的な施策の方向性 「安心で快適な環境を共に創る」(新たな視点による取組)

市民が身近な地域で安心して快適に暮らせるような環境をめざすため、地域の環境改善の実感向上や環境配慮意識の向上による市民の主体的な環境配慮行動の促進に向けた取組、事業者の自主的な取組の促進、環境への悪影響の未然防止のための取組等の新たな視点の取組により、より良い大気や水などの環境を、市民や事業者と連携して共に創る。

・基本施策 - 1 「環境配慮意識の向上」

市民の環境配慮意識の向上を図り、環境配慮行動の促進による環境の向上をめざす。また、情報発信の手法や内容を広報の対象となる世代ごとに分かりやすく整理し、効果的な情報発信や環境教育を推進するなど情報を適切に伝えることで実感の向上を図る。

取組の方向：水辺に親しむ機会の創出など、水環境への市民の関心を高める取組を進め、環境配慮意識の向上を図ります。また、環境が良好であることについて市民の実感が伴っていないことから、市民にわかりやすい情報発信や、情報を直接届ける環境教育・環境学習の取組推進等により、環境配慮意識の向上を図り、環境配慮行動による環境負荷低減及び実感の向上を図ります。

・基本施策 - 2 「多様な主体との協働・連携」

市民が大気や水などの環境について関心を持てるよう、市民や市民団体と協働・連携する取組を推進する。また、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）等の大気汚染や海域の水質などの広域的な課題を解決するため、近隣自治体との広域連携や事業者・学術機関との連携を強化する。

取組の方向：身近な環境への関心を高めるとともに市民ニーズを把握するためのワークショップなどを通じた市民参加の促進や、光化学オキシダントや東京湾の水質、流域全体での取組などの広域的な課題の解決に向けた近隣自治体や研究機関との連携、これまで培った環境技術を活用した国際貢献など、多様な主体との協働・連携を進めます。

・基本施策 - 3 「事業者の自主的な取組の促進」

環境負荷の更なる低減を図るため、事業者の自主的な取組を促進する。また、率先して環境配慮に取り組む事業者を支援する。

取組の方向：二酸化窒素の更なる低減に向けるとともに脱炭素化も踏まえ、交通環境対策をより一層推進するため、事業者の自主的な取組を促進します。併せて、微小粒子状物質（PM2.5）や光化学オキシダントの原因物質である揮発性有機化合物（VOC）については、工場・事業場の事業者に対して自主的な排出削減行動につながる取組を推進していきます。

・基本施策 - 4 「環境影響の未然防止」

人の健康や環境への悪影響を未然に防ぐことをめざすため、環境影響を低減する取組を推進する。また、市民・事業者がお互い環境に対する正しい認識を持てるよう情報共有を図る。

取組の方向：大気や水などの環境への影響を低減する取組を事業者が積極的に進めるよう普及啓発を行うとともに、環境影響の低減に向けた調査研究を行います。また、事業者の適正な化学物質の管理を促進するため、化学物質の環境リスク評価を活用した取組を進めます。併せて一般的に理解が難しい環境リスクへの理解の促進を図ります。

3 基本施策

(1) 基本施策の構成

基本施策は、次のとおり「施策」、「具体的取組」、「リーディングプロジェクト」などから構成されます。それぞれの内容は、以下のとおりです。

< 施策 >

基本施策の下に、「施策」を設定します。

【P. 52, 53 (2) 施策体系図 参照】

< 具体的取組 >

それぞれの施策には「具体的取組」が紐づきます。

【P. 60 (4) 施策 参照 (詳細は巻末付属資料の付-10～ 参照)】

< リーディングプロジェクト >

基本施策ごとに「リーディングプロジェクト」を設定します。

【P. 54 (3) 本計画による取組推進のイメージとリーディングプロジェクト 参照】

< 取組を効果的に推進するための2つの視点 >

複合的な施策の展開

・ 主要な環境分野との連携

脱炭素化・自然共生・資源循環といった他の環境分野への効果が期待される取組を位置づけます。

【P. 72 (5) 複合的な環境施策の展開 ア 主要な環境分野との連携 参照】

なお、巻末付属資料の取組一覧で、連携する環境分野として位置づけた取組を掲載します。

・ 大気や水などの環境に影響する連携施策

基本施策ごとに「連携施策」を位置づけます。それぞれの連携施策には、公共交通や下水道整備など他分野の取組による大気や水などの環境への効果を踏まえた取組を「連携取組」として位置づけます。

【P. 74 (5) 複合的な環境施策の展開 イ 大気や水などの環境に影響する連携施策 参照】

地域の特性を踏まえた取組

地域の特性や地域ごとの環境の状況を考慮して進める取組の方向性、地域ごとの主な取組などを示します。

【P. 77 (6) 地域の特性を踏まえた取組 参照】

(2) 施策体系

	基本施策	施策	
基本的な施策の方向性 安全で良好な環境を保全する	基本施策 -1 大気や水などの環境保全 【環境保全の基盤となる取組】 環境基準の達成・維持などのため、大気汚染防止法や水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、土壌汚染対策法などの法律や市条例に基づく事業所等の監視・指導や環境モニタリング、苦情相談への対応等に引き続き取り組むとともに、緊急時に適切な対応を行う。 	大気環境に係る事業所等の監視・指導  水環境に係る事業所等の監視・指導  大気環境に係るモニタリングの実施  水環境に係るモニタリングの実施  苦情相談への対応   緊急時の対応   大気や水などの環境保全に係る連携施策  	
	基本施策 -1 環境配慮意識の向上 市民の環境配慮意識の向上を図り、環境配慮行動の促進による環境の向上をめざす。また、情報発信の手法や内容を広報の対象となる世代ごとに分かりやすく整理し、効果的な情報発信や環境教育を推進するなど情報を適切に伝えることで実感の向上を図る。 	大気や水辺に親しむ取組の推進    環境教育・環境学習の推進     効果的な情報発信の推進     環境配慮意識の向上に係る連携施策   	
	基本施策 -2 多様な主体との協働・連携 市民が大気や水などの環境について関心を持てるよう、市民や市民団体と協働・連携する取組を推進する。また、光化学オキシダント、PM2.5等の大気汚染や海域の水質などの広域的な課題を解決するため、近隣自治体との広域連携や、事業者・学術機関との連携を強化する。 	市民協働・連携の取組     広域連携等の推進     優れた環境技術の活用による国際貢献に向けた連携の推進    多様な主体との協働・連携に係る連携施策   	
	基本施策 -3 事業者の自主的な取組の促進 環境負荷の更なる低減を図るため、事業者の自主的な取組を促進する。また、率先して環境配慮に取り組む事業者を支援する。 	交通環境配慮行動の促進  事業者の自主的な取組の支援    事業者との情報共有の促進    自主的な取組の促進に係る連携施策 	
	基本施策 -4 環境影響の未然防止 人の健康や環境への悪影響を未然に防ぐことをめざすため、環境影響を低減する取組を推進する。また、市民・事業者がお互い環境に対する正しい認識を持つよう情報共有を図る。 	化学物質の適正管理の推進と理解の促進   環境影響の低減に向けた取組     環境影響の低減に向けた調査研究    環境影響の未然防止に係る連携施策   	
	基本的な施策の方向性 安全で快適な環境を共に創る		

主な具体的取組	取組を効果的に推進するための2つの視点	
<ul style="list-style-type: none"> ・大気環境に係る法や条例等に基づく立入調査 ・大気環境に係る法や条例等に基づく届出等の審査・指導 ・石綿（アスベスト）飛散防止対策に係る届出等の審査・指導 ・水環境に係る法や条例等に基づく立入調査 ・水環境に係る法や条例等に基づく届出等の審査・指導 ・土壌汚染に係る届出等の審査・指導 ・大気環境の監視 ・光化学オキシダントに係る監視 ・河川、海域の水質調査 ・地下水質の監視 ・精密水準測量による地盤沈下量の監視 ・騒音、振動に係る苦情相談対応 ・悪臭、ばい煙、粉じん等に係る苦情相談対応 ・水質等に係る苦情相談対応 ・事故時の対応 ・災害時の対応 ・アスベスト対策、下水道整備、浄化槽管理 ほか【連携取組】 	複合的な環境施策の展開	地域の特性を踏まえた取組
<p>水辺に親しむ機会の創出 リーディングプロジェクト 環境配慮意識向上 プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水環境に係る調査研究（河川の生物調査など） ・大気を身近に感じる環境調査等の取組の推進 		
<p>出前授業（大切な大気・水環境のはなし）の推進 リーディングプロジェクト 環境配慮意識向上 プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水辺に親しむイベント等の実施 ほか ・多様な世代に合わせた情報発信 ・地域ごとの取組や環境データの情報発信 ・市民・事業者が利用しやすいデータの構築・提供 ・自転車活用推進、生物多様性推進 ほか【連携取組】 	大気や水などの環境に影響する連携施策	
<p>ワークショップ等による市民参加の促進 リーディングプロジェクト 協働・連携 プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民参加型環境調査 ・他自治体連携による取組 ・国、自治体等と連携した東京湾の環境調査 ・国際的な環境保全活動への支援・連携 ・市民協働による地域緑化 ほか【連携取組】 		
<p>次世代自動車の普及促進 リーディングプロジェクト 自主的取組促進 プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコ運搬制度の運用 ・工場・事業場の自主的取組を促す取組の推進（環境行動事業所制度の運用） ・VOC排出削減に向けた取組の推進（事業者の排出状況の把握及び削減取組の支援） ・事業者交流の取組（事業者との連絡会など） ・公共交通施策の推進、次世代自動車等の導入 ほか【連携取組】 	本文 P.72~参照	本文 P.77~参照
<p>環境リスク評価を活用した化学物質の適正管理の促進 リーディングプロジェクト 環境影響未然防止 プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境・リスクコミュニケーションの推進 ・環境性能に優れた施設（トップランナー等）導入促進 ・環境影響評価の推進 ・大気環境に係る調査研究（光化学オキシダントやPM2.5等に係る調査研究など） ・化学物質に係る調査研究（環境リスク評価など） ・脱炭素等新たな課題に関する調査研究（水環境中のプラスチック廃棄物に係る調査研究など） ・建築物環境配慮 ほか【連携取組】 		

(3) 本計画による取組推進のイメージとリーディングプロジェクト

大気や水などの環境分野には、大気、水、騒音、振動、土壌など様々な要素があり、従来から環境関連法や市条例に基づく取組が進められてきました。これらの主に規制を中心とした取組は、環境を保全するための基盤となる取組であり、今後も着実に推進すべき重要な取組として、「基本的な施策の方向性 安全で良好な環境を保全する」に位置づけています。

今後、更なる環境負荷の低減や市民の実感の向上をめざすために、「基本的な施策の方向性Ⅱ 安心で快適な環境を共に創る」に位置づけた取組を効果的に推進することが重要であり、こうした取組推進のイメージを図示すると次の図のようになります。

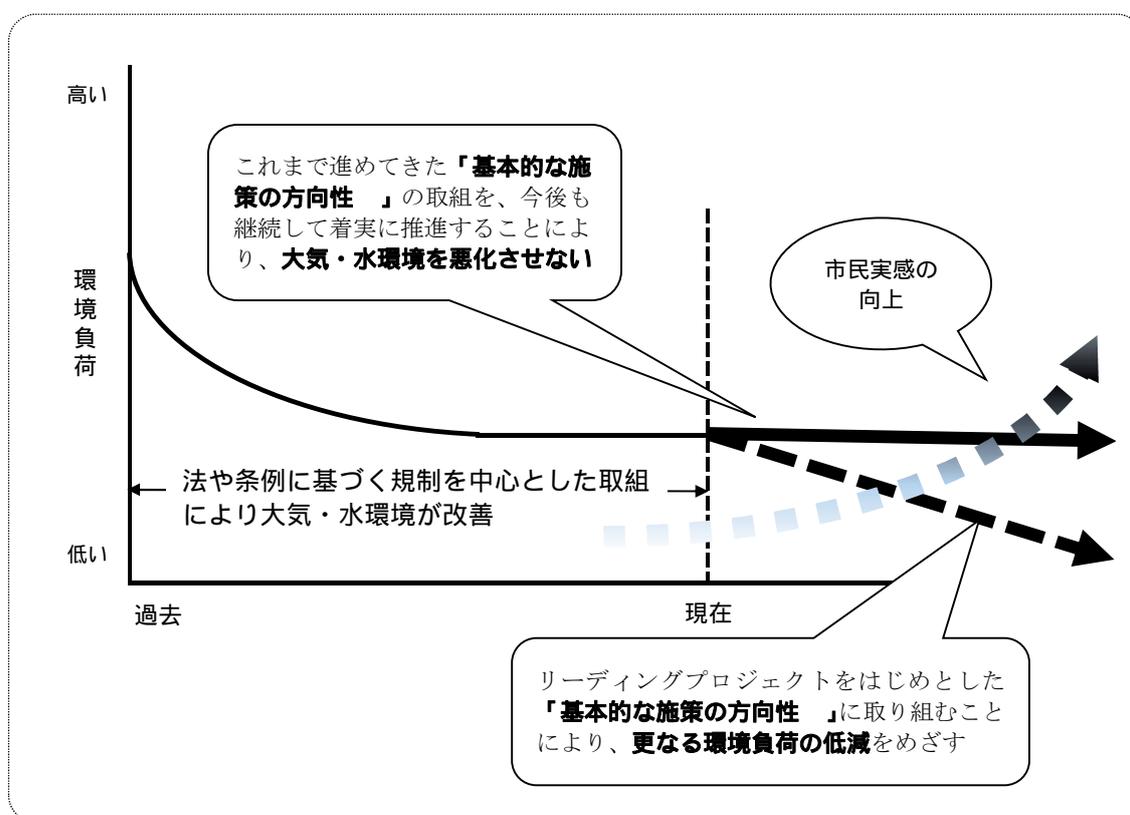


図 4-1 本計画による取組推進のイメージ

また、「基本的な施策の方向性Ⅱ 安心で快適な環境を共に創る」の具体的な取組のうち、基本施策を進める上で核となり、先導的な役割を果たす取組を、基本施策ごとに「リーディングプロジェクト」として設定します。リーディングプロジェクトは、毎年度、実施状況を把握し点検することにより、効果的に取組を推進していくこととします。

リーディングプロジェクト1 環境配慮意識向上プロジェクト 水辺に親しむ機会の創出

【基本施策Ⅱ-1 環境配慮意識の向上】

より良い環境を市民と共に創るとともに実感の向上を図るためには、市民の大気や水などの環境への関心や配慮意識を高め、環境配慮行動を促すことが重要です。そのための取組として、市民が身近に感じられる河川を活用した取組が効果的であることから、市民が水辺の親しみやすさを評価しながら水辺にふれあうきっかけをつくとともに、水環境に係る情報を知ってもらうことで水環境への関心を高め、環境配慮意識の向上を図り、結果としてより良い水環境や満足度の向上につながる取組を推進します。

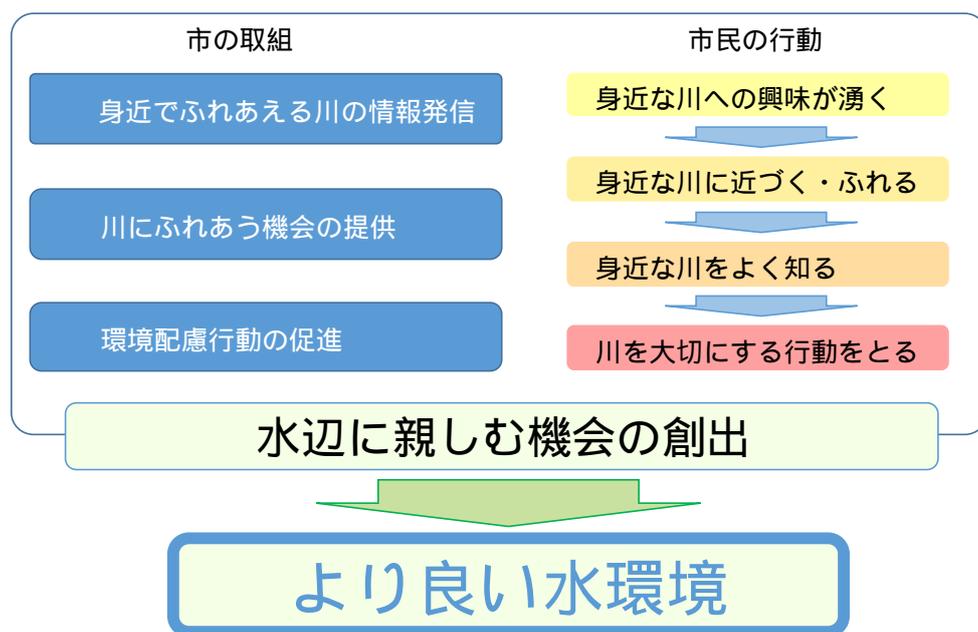
<背景>

「より良い水環境」をめざすには、市民一人ひとりに水環境を保全する行動を促していく必要があります。そのためには、身近な川にふれあい、水環境への関心を高めるための取組を推進する必要があります。

<取組>

市民が水辺にふれあうきっかけとなるよう「水辺の親しみやすさ評価指標」を作成し、市民参加型イベントや環境教育を通じて、この指標を活用した調査を行います。調査結果を公表し、市が身近でふれあえる川の情報発信を行うことで、川にふれあう機会を提供し、環境配慮行動を促進するとともに、水環境の満足度や実感の向上につながる取組を推進します。（詳細は巻末付属資料の付-9参照）

「水辺に親しむ取組」について



リーディングプロジェクト2 環境配慮意識向上プロジェクト 出前授業(大切な大気・水環境のはなし)の推進

【基本施策Ⅱ-1 環境配慮意識の向上】

大気や水などの環境の大切さを理解することや、環境を守るためにどのような取組が行われているかを知ることは、環境配慮意識の向上や環境が良好であるという実感の向上を図る上で重要です。そのため、市内の小学生を対象に、大気や水などの環境について直接伝える出前授業を行い、質問のやり取りや各自で考えることなどを通じて、効果的に環境教育を推進します。

<背景>

大気や水などの環境はこれまでの取組により大幅に改善されていますが、アンケート等の結果からは、環境が良好であるという実感は必ずしも高くないことがうかがえます。また、環境を良好に保全するために行われている取組についてもあまり知られていないことがうかがえるため、現状を正しく知ってもらう取組の推進を図る必要があります。

<取組>

市内の小学生を対象に、大気・水環境を守る業務の概要や環境の現状、大気・水環境の大切さ、みんなにできること等について説明して質問を受ける「出前授業」を行います。体験型の授業や視覚に訴える授業を実施し、小学生に環境の大切さを直接伝え、学ぶなかで実感してもらうとともに、授業後は家庭で学習内容を伝えてもらうことを通じて、学習の効果を親世代にもつなぎ、ひろげていく取組を進めます。



リーディングプロジェクト3 協働・連携プロジェクト ワークショップ等による市民参加の促進

【基本施策Ⅱ-2 多様な主体との協働・連携】

市民等が連携・協力・参加する取組は、大気や水などの環境への関心や実感の向上につながるるとともに、市にとっても様々な気づきとなる重要な取組です。このため、市民の参加を促進するワークショップ等の手法を活用し、市民等と様々な情報を共有しながら、大気や水などの環境への関心や配慮意識に係る市と市民等の相互の理解促進を図ります。

<背景>

- ・大気や水などの環境に関する市民の関心はあまり高くないことから、身近な環境の取組や環境の現状を分かりやすく伝えることが重要です。
- ・環境への関心を高め、イベント等に市民の参加を促すことにより、協働・連携の推進を図る必要があります。

<取組>

親子向け環境学習や施設見学と組み合わせるなど、様々な年代の市民や事業者など多様な主体と連携して行うワークショップ等を通じ、大気や水などの環境への理解を深め、関心を高めて実感の向上につなげるとともに、行政と市民の対話の機会を設けることで市民参加の促進を図ります。



コラム 感染を防ぎ、新たな日常を

新型コロナウイルス感染症については、令和2（2020）年に国内でも感染が拡大し、「新しい生活様式」の実践例が示されました。環境活動を行う上でも感染予防への注意が必要となるなど、イベント、ワークショップなどの開催にあたっての配慮が必要になっています。

今後は、市の感染者数等の社会の状況を踏まえながら、マスクの着用、対人距離の確保、換気や消毒、適切な人数制限やオンラインでの市民参加など、感染防止対策に配慮しつつイベント・セミナーなどを実施していきます。



「新しい生活様式」の実践例（厚生労働省 HP）より

リーディングプロジェクト4 自主的取組促進プロジェクト 次世代自動車の普及促進

【基本施策Ⅱ-3 事業者の自主的な取組の促進】

自動車から排出される窒素酸化物は、大気環境中の二酸化窒素濃度への寄与が大きいことから、大気環境の更なる改善のためには、車両1台当たりの窒素酸化物の排出量が少ない次世代自動車の普及が重要です。また、次世代自動車は二酸化炭素の排出量も少ないため、脱炭素社会の実現に向けても、普及は重要です。

このため、次世代自動車の普及を図る環境整備を推進するとともに、市民への啓発や広域での連携した取組による普及促進、自動車を多く所有する事業者自らが次世代自動車を積極的に導入する取組を推進します。

<背景>

次世代自動車は、通常車両との価格差やインフラ整備状況等が課題となり、普及率が低い状況にあることから、事業者の積極的な導入に向けては、これらの課題の解決を図る必要があります。

<取組>

上記の課題解決に向けて、次世代自動車の導入支援、市民の利用機会の創出などについて脱炭素モデル地区を活用した取組などを推進するとともに、公用乗用車への電動車の率先導入により、次世代自動車の普及を促進します。

- ・EVの普及拡大に向けて、市民のEVの利用機会創出に繋がる、EVカーシェアリングを活用した普及方策を推進します。
- ・充電設備及び水素ステーションなどのインフラ整備に向けた取組を推進します。
- ・民間事業者と連携したEVの普及拡大に向けた取組を推進します。
- ・ハイブリッド等のトラック・バスについて助成等の導入支援を行います。
- ・公用乗用車への電動車（xEV:EV,PHV,HV,FCV）の導入を促進します。
- ・廃棄物発電を活用したEVごみ収集車の運用を推進します。
- ・乗用車等のガソリン車に比べて次世代自動車の普及率が低いトラック・バス等のディーゼル車のZEVへの転換に向けて調査研究を行います。

ZEV、xEVとは

ZEV（ゼロエミッションビークル）

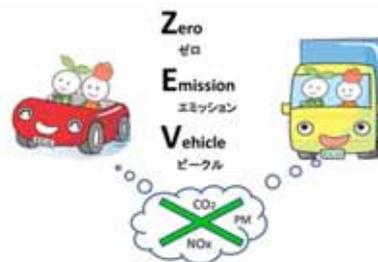
排出ガスを一切出さない電気自動車（EV）や

燃料電池自動車（FCV）

xEV（エックスイーブイ）

電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド（PHV）、ハイブリッド車（HV）

燃料電池自動車（FCV）といった、いわゆる電動車の総称



リーディングプロジェクト5 環境影響未然防止プロジェクト

環境リスク評価を活用した化学物質の適正管理の促進

【基本施策Ⅱ-4 環境影響の未然防止】

化学物質による環境影響を未然に防止するため、国内外においては環境リスクを最小化する方向にあり、本市においても、化学物質の適正管理により環境リスクを低減することが重要です。そのため、環境リスク評価を活用し、事業者による化学物質の適正管理を促進します。

<背景>

- ・化学物質は、事業活動に伴い環境中に排出されますが、規制されている物質は一部であるため、事業者の適正管理を促進することで、環境影響を未然防止することが重要です。
- ・市内の化学物質排出量は事業者の努力などにより大幅に削減されています。
- ・国内外においては、化学物質の環境リスクの最小化をめざす方向にあります。

<取組>

- ・化学物質の有害性の知見や市内の大気環境の状況等を踏まえた環境リスク評価を活用し、「自主管理優先物質」(有害性の程度や市内の大気環境の状況等を鑑み、事業者による自主的な管理の優先度が高い物質)等を示すことで、事業者による自主的な化学物質の適正管理を促進します。
- ・環境リスクを見える化することで、化学物質に対する市民の理解を促進します。
- ・自主管理優先物質等については、定期的に見直しを行います。なお、自主管理優先物質及びその選定基準等は、本計画とは別に定めます。

環境リスク評価を活用した化学物質の適正管理の促進のイメージ

【市】

- ・化学物質に関する個々の有害性の知見や市内の大気環境の状況等を踏まえ「環境リスク評価」を実施
- ・環境リスクの観点から自主管理の優先度が高い化学物質を「自主管理優先物質」等として選定

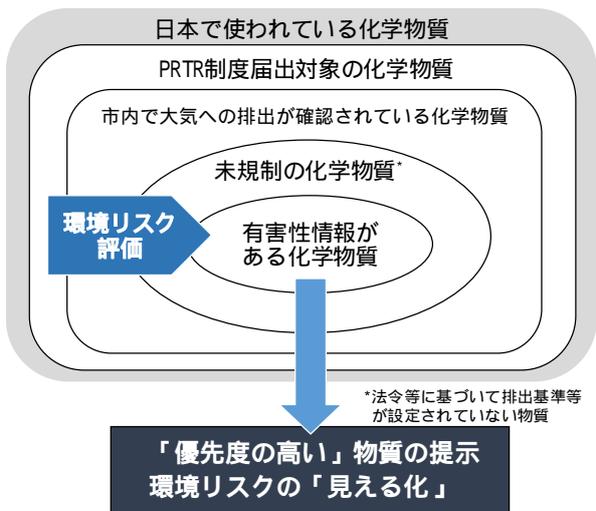
【事業者】

優先度の高い化学物質を認識することで、環境リスクを考慮した化学物質の適正管理を推進

【市民】

環境リスクを見える化することで、化学物質に対する理解を促進

環境影響の未然防止を確保



(4) 施策

本計画に位置づける施策について、次の【凡例】のとおり整理します。

【凡例】

基本的な施策の方向性Ⅱ 安心して快適な環境を共に創る

基本施策Ⅱ-1 環境配慮意識の向上

市民の環境配慮意識の向上を図り、環境配慮行動の促進を図る。また、情報発信の手法や内容を広報の対象となる世代に応じた教育を推進するなど情報を適切に伝えます。

基本施策の名称

【施策】 具体的取組のうち主なものを記載（取組一覧は巻末に掲載）

① 大気や水辺に親しむ取組の推進

施策の名称

環境配慮意識の向上につなげるよう、市民が身近な取組や、大気を身近に感じる市民参加型イベントの創出を推進します。また、河川の水生生物調査等に活用できるような公表するなど、効果的な情報発信に取り組みます。

具体的取組： 具体的取組のうち主なものについて記載

- 水辺に親しむ機会の創出【リーディングプロジェクト】
- 水環境に係る調査研究（河川の生物調査など）
- 大気を身近に感じる環境調査等の取組の推進

～略～

【進行管理の指標】

指標の名称	説明・考え方	備考（指標の種類、現状）
水辺の親しみやすさに係る河川の水環境評価<水辺地>	市内河川の水質調査で「きれい」と評価し	<p style="text-align: center; font-weight: bold;">【進行管理の指標】</p> <p style="text-align: center;">進行管理の指標は、以下の2種類を設定する</p> <p>1. 取組成果：取組を行ったことによる効果を表す（環境基準、その他環境基準に準ずるもの 等）</p> <p>2. 取組状況：取組の実施状況、内容を表す（取組状況、イベントの開催状況 等）</p>
「きれいな水」の指標魚種の生息地点割合<水生生物>	河川の水質調査で「きれい」又魚種が生息して「非常にきれいな水」の割合	
出前授業に対する満足度	参加者のアンケート結果を把握	
大気を身近に感じる環境調査等に係る取組状況	大気を身近に感じる環境調査等の取組状況を把握	

基本施策の方向性Ⅱ

基本施策Ⅱ-1

基本施策の名称

【施策】

①

施策の名称

具体的取組：

環境配慮意識の向上

大気や水辺に親しむ取組の推進

具体的取組のうち主なものについて記載

関連するSDGsのゴール

アイコン

目標との関係

	大気環境に係る目標
	水環境に係る目標
	化学物質に係る目標
	市民実感に係る目標

基本施策 - 1 大気や水などの環境保全



環境基準の達成・維持などのため、大気汚染防止法や水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、土壌汚染対策法などの法律や市条例に基づく事業所等の監視・指導や環境モニタリング等に引き続き取り組むとともに、緊急時等に適切な対応を行います。

【施策】 具体的取組のうち主なものを記載（取組一覧は巻末付属資料の付-10～ 参照）

大気環境に係る事業所等の監視・指導



大気環境を保全するために、大気汚染防止法、騒音振動法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法などの法律や市条例に基づき、事業所等に対して、立入調査及び届出等の審査・指導を実施します。

具体的取組：

- 大気環境に係る法や条例等に基づく立入調査
- 大気環境に係る法や条例等に基づく届出等の審査・指導
- 石綿（アスベスト）飛散防止対策に係る届出等の審査・指導

水環境に係る事業所等の監視・指導



水環境を保全するために、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、工業用水法などの法律や市条例に基づき、事業所等に対して、立入調査及び届出等の審査・指導を実施します。

具体的取組：

- 水環境に係る法や条例等に基づく立入調査
- 水環境に係る法や条例等に基づく届出等の審査・指導
- 土壌汚染に係る届出等の審査・指導

大気環境に係るモニタリングの実施



市内の大気環境の状況を24時間測定する装置等で常時監視し、環境基準等の達成状況を確認します。

具体的取組：

- 大気環境の監視
- 光化学オキシダントに係る監視

水環境に係るモニタリングの実施



市内の水環境の状況を把握するため、河川、海、地下水の水質・水量や地盤沈下の状況について、定期的にモニタリング調査を行い、環境基準等の達成状況を確認します。

具体的取組：

- 河川、海域の水質調査
- 地下水質の監視
- 精密水準測量による地盤沈下量の監視

苦情相談への対応



騒音、振動、悪臭等の苦情相談があった際には、適宜、現場等を確認して、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法などの法律や市条例に基づき適切に対応します。

具体的取組：

- 騒音、振動に係る苦情相談対応
- 悪臭、ばい煙、粉じん等に係る苦情相談対応
- 水質等に係る苦情相談対応

緊急時等の対応



大気汚染物質の漏洩時や、川や海に汚水や油などが流れ込み水質が著しく汚染される水質事故の発生時に関連機関と連携するなど、緊急時等の対応を適切に行います。

具体的取組：

- 事故時の対応
- 災害時の対応

大気や水などの環境保全に係る連携施策



アスベスト対策や水質保全のための下水道整備・浄化槽管理など、大気や水などの環境の保全に関連する取組を行います。

連携施策の主な取組：

- アスベスト対策
- 下水道整備
- 浄化槽管理

【進行管理の指標】

指標の名称	説明・考え方	備考（指標の種類、現状）
大気汚染防止法・水質汚濁防止法等の立入調査	法や条例に基づく工場・事業場への立入調査	取組状況
大気汚染防止法・水質汚濁防止法等の届出等の審査・指導	法令に適合した新施設等の設置状況等を把握、届出等の審査や指導を実施	取組状況
建築物の解体工事等における石綿（アスベスト）の飛散防止対策に係る届出等の審査・指導	石綿の飛散防止対策に係る適切な建築物の解体工事等の実施に向けた届出審査や指導を実施	取組状況
環境基準 ⁷ 達成状況	環境基準が定められている項目の基準達成状況	取組成果 【環境基準値】
地盤沈下した水準点数 ⁸ <水量>	地盤沈下の状況	取組成果 【方向性：少ないほどよい】 現状 該当地点なし（R1）
水質事故への対応状況 <水質>	水質事故への対応件数	取組状況

⁷ 環境基準：人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」に定められた基準（巻末付属資料の付-2～ 環境基準等一覧参照）

【定められている項目】

二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、一酸化炭素、有害大気汚染物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）、健康項目（河川、海域）、生活環境項目（河川、海域）、地下水質、ダイオキシン類、騒音（一般地域、道路に面する地域、新幹線沿線）

⁸ 地盤沈下した水準点数：精密水準測量による水準点の標高を前年度と比較して 20 mm 以上沈下した水準点数

基本施策 - 1 環境配慮意識の向上



市民の環境配慮意識の向上を図り、環境配慮行動の促進による環境の向上をめざします。また、情報発信の手法や内容を広報の対象となる世代ごとに分かりやすく整理し、効果的な情報発信や環境教育を推進するなど情報を適切に伝えることで実感の向上を図ります。

【施策】 具体的取組のうち主なものを記載（取組一覧は巻末付属資料の付-10～ 参照）

大気や水辺に親しむ取組の推進



市民の環境配慮意識の向上につなげるよう、市民が身近な水辺を調査して親しみやすさを評価する取組や、大気を身近に感じる市民参加型の環境調査の取組など、市民参加の機会の創出を推進します。また、河川の水生生物等の調査結果を環境学習に利用できるよう公表するなど、効果的な情報発信に取り組みます。

具体的取組：

- 水辺に親しむ機会の創出【リーディングプロジェクト】
- 水環境に係る調査研究（河川の生物調査など）
- 大気を身近に感じる環境調査等の取組の推進

環境教育・環境学習の推進



市内の小学生を対象に、大気や水環境を守る業務の概要や環境の現状、大気・水環境の大切さ、みんなにできること等について直接伝える環境教育として、出前授業を行います。市民等に環境配慮の考え方・行動が定着することをめざし、環境学習の教材プログラム、人材育成を充実するとともに、市民や学校等における環境学習を支援します。また、市民ができる水環境への配慮などについての環境教育を行うほか、化学物質についての理解の促進を図ります。

具体的取組：

- 出前授業(大切な大気・水環境のはなし)の推進【リーディングプロジェクト】
- 水辺に親しむイベント等の実施
- 環境・リスクコミュニケーションの推進【再掲】

効果的な情報発信の推進



大気や水などの環境の分野は、一般的になじみのない用語が使われることも少なくないため、分かりやすさを意識するとともに、情報の受け取り手を考慮して、リーフレット、ホームページ、SNS など様々な媒体を活用した情報発信を行うとともに、身近な地域環境への関心を高めてもらえるよう、身近な地域における環境保全

の取組や地域の環境データを紹介していきます。また、公害の歴史や優れた環境の取組等の展示等による情報発信を推進するとともに、環境データのオープンデータ化など、これまで蓄積してきた環境データを広く利用してもらう取組を進めます。

具体的取組：

- 多様な世代に合わせた情報発信
- 地域ごとの取組や環境データの情報発信
- 市民・事業者が利用しやすいデータの構築・提供

環境配慮意識の向上に係る連携施策



環境負荷の少ない自転車の活用の推進、生物多様性の普及啓発など、環境配慮意識の向上に資する取組を進めます。

連携施策の主な取組：

- 自転車活用推進
- 生物多様性推進

【進行管理の指標】

指標の名称	説明・考え方	備考（指標の種類、現状）
水辺の親しみやすさに係る河川の水環境評価 <水辺地>	市内河川の水辺の親しみやすさ指標を活用した調査で「川に近づき快適に利用できる」と評価した人の割合	取組成果 【方向性：高いほどよい】 現状 指標の作成（R1）
「きれいな水」の指標魚種の生息地点割合 <水生生物>	河川の水生生物調査地点のうち、水質が「きれい」又は「非常にきれい」の指標魚種が生息している地点の割合 「非常にきれい」の指標魚種が生息している地点の割合	取組成果 【方向性：高いほどよい】 現状：「きれい」又は「非常にきれい」92%（11/12地点） 「非常にきれい」17%（2/12地点）（R1）
出前授業に対する満足度	参加者のアンケートにより、環境学習等の取組効果を把握	取組成果 【方向性：高いほどよい】 現状 —
大気を身近に感じる環境調査等に係る取組状況	大気を身近に感じてもらうために実施する環境調査等の取組状況を把握	取組状況
情報発信の取組状況	SNS や環境総合研究所アーカイブスペース等を活用した多様な世代に合わせた情報発信の取組状況の把握	取組状況
水辺に親しむイベント等による広報活動の実施状況 <水辺地>	水辺に親しむイベント等の実施状況	取組状況

基本施策 - 2 多様な主体との協働・連携



市民が大気や水などの環境について関心を持てるよう、市民や市民団体と協働・連携する取組を推進します。また、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）等の大気汚染や海域の水質などの広域的な課題を解決するため、近隣自治体との広域連携や、事業者・学術機関との連携を強化します。

【施策】 具体的取組のうち主なものを記載（取組一覧は巻末付属資料の付-10～ 参照）

市民協働・連携の取組



大気や水などの環境に対する関心を高めるための取組を、市民等と共に実施し、市民参加を促進します。また、市民を対象としたイベントで身近な水辺の親しみやすさ調査といった市民参加型・体験型の環境調査を行うとともに、市民活動団体やコミュニティと連携した取組を行うなど、協働・連携の取組を進めます。

具体的取組：

- ワークショップ等による市民参加の促進【リーディングプロジェクト】
- 市民参加型環境調査

広域連携等の推進



近隣自治体等と連携して、大気や水などの環境に係る広域的な課題解決に向けた取組や普及啓発等を推進します。また、大気汚染物質、水質、水生生物等について、国立環境研究所、地方環境研究所等と連携した共同研究を実施します。また、国や東京湾岸の自治体と連携し、流域の住民の環境への関心を高める取組を実施するとともに、水質の一斉調査に参画して東京湾の水質汚濁機構の解明に向けた取組を進めます。

具体的取組：

- 他自治体連携による取組
- 国、自治体等が連携した東京湾の環境調査

優れた環境技術の活用による国際貢献に向けた連携の推進



国際的な環境保全活動への支援・連携を実施し、優れた環境技術を活用した国際貢献を推進します。国際・研究機関と連携して海外からの視察・研修を受け入れ、優れた環境技術を活用した国際貢献を推進します。

具体的取組：

- 国際的な環境保全活動への支援・連携

多様な主体との協働・連携に係る連携施策



市民との協働による地域緑化など多様な主体との協働・連携の取組を進めます。

連携施策の主な取組：

- 市民協働による地域緑化

【進行管理の指標】

指標の名称	説明・考え方	備考（指標の種類、現状）
ワークショップ等参加者の環境への関心度・理解度	ワークショップ等に参加した市民に、環境への関心度や市の取組への理解度に関してワークショップ参加前後の高まりについてアンケート調査を行い、効果を把握	取組成果 【方向性：高いほどよい】 現状 ー
市民参加型環境調査イベントの参加状況	大気を身近に感じる調査・イベント（視程調査など）や水辺の親しみやすさ指標を活用した調査への参加人数により、市民協働の取組状況を把握	取組状況
他自治体等との広域連携による取組状況	九都県市による普及啓発活動、光化学オキシダント等の共同調査により、広域連携の取組状況を把握	取組状況
国、自治体等が連携した東京湾の環境調査の参加状況 ＜水質・水生生物＞	国、東京湾岸の自治体が連携して、企業、市民団体の参加を募り、東京湾岸域で実施する一斉調査の参加状況の把握	取組状況
国際貢献に係る取組状況	UNEP 等との連携などによる環境技術の海外移転や国際的な環境保全に向けた取組状況の把握	取組状況

基本施策 - 3 事業者の自主的な取組の促進



環境負荷の更なる低減を図るため、事業者の自主的な取組を促進します。また、率先して環境配慮に取り組む事業者を支援します。

【施策】 具体的取組のうち主なものを記載（取組一覧は巻末付属資料の付-10～ 参照）

交通環境配慮行動の促進



自動車排出ガス中の大気汚染物質や二酸化炭素の排出を低減するため、事業者による次世代自動車の導入やエコ運搬制度の運用などの交通環境配慮行動を促す取組を推進します。

具体的取組：

- 次世代自動車の普及促進【リーディングプロジェクト】
- エコ運搬制度の運用

事業者の自主的な取組の支援



環境負荷の更なる低減に向けて、事業者の自主的な取組が促進されるよう、行政が事業者を支援する取組を推進します。

具体的取組：

- 工場・事業場の自主的な取組を促す取組の推進（環境行動事業所制度の運用）
- 揮発性有機化合物（VOC）排出削減に向けた取組の推進（事業者の排出状況の把握及び削減取組の支援）

事業者との情報共有の促進



市内事業者の環境対策を円滑化するため、事業者との連絡会や事前相談の充実など、事業者間の情報共有や事業者と行政との情報共有の取組を推進します。

具体的取組：

- 事業者交流の取組（事業者との連絡会など）

事業者の自主的な取組の促進に係る連携施策



環境負荷の低減に向けて公共交通の利用促進を図るとともに、事業者の自主的な環境対策の推進に向けた率先導入を図ります。

連携施策の主な取組：

- 公共交通施策の推進
- 次世代自動車等の導入

【進行管理の指標】

指標の名称	説明・考え方	備考（指標の種類、現状）
次世代自動車普及率	次世代自動車の普及率により、環境に配慮した自動車への転換状況を把握	取組成果 【方向性：高いほどよい】 現状：13.4%（H31.3）
公用乗用自動車への電動車導入率	公用乗用車への電動車（xEV:EV, PHV, HV, FCV）の導入状況を把握	成果指標 【方向性：高いほどよい】 現状：25.6%（H30年度）
エコ運搬制度の運用状況	エコ運搬要請件数やエコドライブ宣言登録件数により、エコ運搬制度の運用状況を把握	取組状況
環境に配慮した事業所等の認定状況	環境行動事業所制度の認定事業所数等により、市内の環境に配慮した事業活動を行う事業者数の状況を把握	取組状況
揮発性有機化合物（VOC）削減促進に向けた取組状況	事業者の排出状況の把握及び排出削減の支援に係る取組状況の把握	取組状況
事業者との連絡会の取組状況	事業者の自主的な取組支援を目的とした事業者との連絡会の実施状況	取組状況

基本施策 - 4 環境影響の未然防止



人の健康や環境への悪影響を未然に防ぐことをめざすため、環境影響を低減する取組を推進します。また、市民・事業者がお互い環境に対する正しい認識を持てるよう情報共有を図ります。

【施策】 具体的取組のうち主なものを記載（取組一覧は巻末付属資料の付-10～ 参照）

化学物質の適正管理の推進と理解の促進



化学物質の環境リスク評価を活用し、事業者による化学物質の適正管理を促進するなど、化学物質による環境リスク低減に向けた取組を効果的に推進します。また、事業者や市民を対象としたセミナーを実施するなど、化学物質による環境リスクに関する情報共有等に向けた環境・リスクコミュニケーションを推進し、市民や事業者等の理解を促進します。

具体的取組：

- 環境リスク評価を活用した化学物質の適正管理の促進【リーディングプロジェクト】
- 環境・リスクコミュニケーションの推進

環境影響の低減に向けた取組



工場・事業場が環境影響の低減に向けた取組を積極的に実施するよう、事業者に対する普及啓発等の推進を図ります。また、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発行為等の事業の事前段階において環境影響評価を実施するなど、環境影響の低減に向けた取組を行います。

具体的取組：

- 環境性能に優れた施設（トップランナー等）導入促進
- 環境影響評価の推進

環境影響の低減に向けた調査研究



更なる環境影響の低減につなげるため、生成過程が未解明な光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）等に係る調査研究、未規制化学物質や環境リスク評価に関する調査研究、水環境中のマイクロプラスチック等の新たな環境課題に関する調査研究など、大気環境や水環境等に係る調査研究を推進し、それらの結果を活用することで、今後の条例や本計画における各種施策の方向性を検討していきます。

具体的取組：

- 大気環境に係る調査研究(光化学オキシダントやPM2.5等に係る調査研究など)
- 化学物質に係る調査研究(環境リスク評価など)
- 脱炭素等新たな課題に関する調査研究(水環境中のプラスチック廃棄物に係る調査研究など)

環境影響の未然防止に係る連携施策



環境に配慮した建築物の増加により環境負荷低減を図るなど、大気や水などの環境への影響を未然に防止する取組を実施します。

連携施策の主な取組：

- 建築物環境配慮

【進行管理の指標】

指標の名称	説明・考え方	備考(指標の種類、現状)
環境リスク評価の実施総件数	環境リスク評価を実施した総件数	取組成果 【方向性：多いほどよい】 現状 ー
環境リスク評価を活用した化学物質の自主的な管理の改善に向けた取組状況	環境リスク評価結果に基づく化学物質に係る事業者の自主的な管理の改善に向けた取組の実施状況	取組状況
市民・事業者を対象としたセミナーの実施状況	市民・事業者を対象とした化学物質対策に関するセミナーの実施状況	取組状況
環境性能に優れた施設の導入要請に係る取組状況	低NOx(窒素酸化物)などの環境性能に優れた施設の導入状況を把握	取組状況

コラム 環境活動への参加に関するアンケートについて

本計画では、より良い環境を「共に創る」ための施策として、「多様な主体との協働・連携」（基本施策Ⅱ-2）を進めていくことを位置づけています。

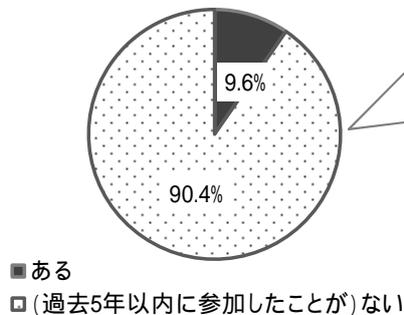
取組を進めていくにあたり、市民が参加しやすい協働・連携のあり方を検討するため、「環境活動への参加」に関する市民意識を把握することを目的に、令和2年11月に、18～70歳までの市民を対象にインターネットWEBアンケートを行いました。

近年（過去5年以内）に環境活動に参加したことがある市民は約10%でしたが、参加したことの無い人のうち半分は「今後環境活動に参加すること」に興味があるとの結果が出ました。今後参加してみたい活動では、「川や海、山や森での自然観察や体験」は18～49歳の希望が多く、「身の回りの環境について学ぶ学習講座やセミナー」は50～70歳の希望が多いなど、年代等によってニーズに違いがあることがわかりました。自由記載での具体的な要望としては、「環境保全の取組みの歴史を知りたい」「昔と今の場所を比較してどれだけ環境が変化したか知る体験」などもありました。

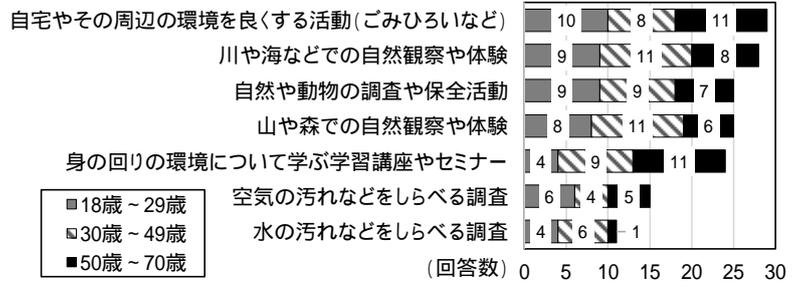
一方、「今まで参加できなかった理由」として「仕事や学校等で活動に参加する時間がない」のほか、「どんな活動をやっているのかわからない」「参加の方法がわからない」との回答が多くなっていました。自由記載では「そもそも情報が届いていない」

「活動内容が届く配信の仕方をしてほしい」等の意見もあり、興味のある人に伝わる情報発信を進めることが重要であると言えます。

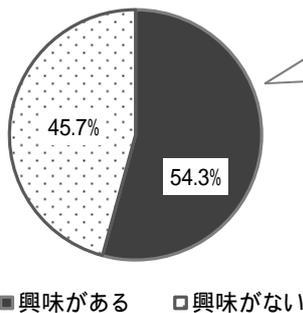
環境活動への参加の有無 (N=104)



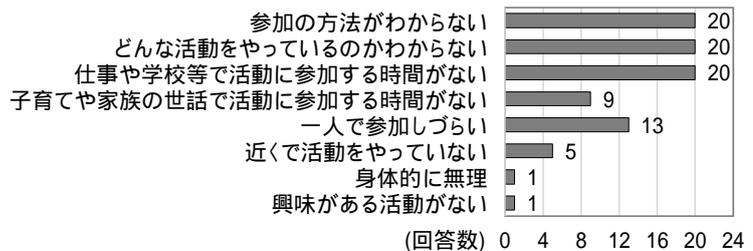
今後参加するとしたら、どの活動がよいか(2つまで: 環境活動に参加したことがない人)



環境活動に参加したことがない人で
今後、環境活動へ参加することへの興味 (N=94)



今後、環境活動へ参加することに興味がある人(N=51)が、
環境活動に参加しなかった理由(最大2つ)



(5) 複合的な環境施策の展開

大気や水などの環境に係る取組は、産業振興、健康維持等の多様な地域課題、気候変動等の地球規模の課題等の解決に向けた取組と互いに貢献し合うものであり、環境基本計画においても、環境分野間の連携、SDGs の考え方を活用した社会・経済をはじめとする他分野との統合的施策などの横断的な視点を示すことが掲げられています。

本計画においても、同様な視点により施策の展開を図ることが重要であるため、脱炭素化・自然共生・資源循環といった他の環境分野への効果が期待できる「主要な環境分野との連携」の取組、他分野の施策による大気や水などの環境への効果を踏まえた「大気や水などの環境に影響する連携施策」を示し、関連する様々な分野との連携を図りつつ、複合的に施策を展開します。

ア 主要な環境分野との連携

施策の中で、大気や水などの環境保全以外の主要な環境分野に関連するものについては、他分野への効果が期待できる「主要な環境分野との連携」の取組として次のとおり位置づけ、以下のとおり基本施策ごとに主な取組を示します。

巻末付属資料の取組一覧で、連携する環境分野に位置づけた取組を掲載します。

(ア) 脱炭素化

温室効果ガスの排出量削減に向けた次世代自動車の普及をはじめとした交通環境対策の推進など、脱炭素化に寄与する取組

○基本施策ごとの取組

I-1-① 大気環境に係る事業所等の監視・指導

ディーゼル車運行規制の検査

II-2-② 広域連携等の推進

他自治体連携による取組

交通の事業者等連携

II-2-③ 優れた環境技術の活用による国際貢献に向けた連携の推進

国際的な環境保全活動への支援・連携

II-3-① 交通環境配慮行動の促進

次世代自動車の普及促進

エコ運搬制度の運用

エコドライブの普及促進

交通量・交通流対策の推進

II-3-② 事業者の自主的な取組の支援

工場・事業場の自主的取組を促す取組の推進

環境負荷低減行動計画書の適正な運用

II-4-② 環境影響の低減に向けた取組

環境影響評価の推進

II-4-③ 環境影響の低減に向けた調査研究

脱炭素等新たな課題に関する調査研究

※脱炭素化に向けた取組として、本市では2050年の脱炭素化の実現をめざすことを宣言し、「カーボンゼロチャレンジ2050」を策定するなど、市民・事業者とともに更なる取組を進め、関連する分野間の連携した取組が必要であるため、本計画においても、上記のような取組を通じて連携を図ります。

(イ) 自然共生

多様な水生生物との共生につながる良好な河川・海域の水質保全など、自然共生に寄与する取組

○基本施策ごとの取組

II-1-① 大気や水辺に親しむ取組の推進

水辺に親しむ機会の創出

水辺の生き物調査（親水施設調査等）及び普及啓発

川崎港の生き物調査及び普及啓発

II-1-② 環境教育・環境学習の推進

水環境体験教室の実施

II-2-① 市民協働・連携の取組

市民参加型環境調査

II-4-② 環境影響の低減に向けた取組

環境影響評価の推進

(ウ) 資源循環

事業者の廃棄物削減に向けた自主的取組の支援や水環境中のプラスチック廃棄物に係る調査研究など、資源循環に寄与する取組

○基本施策ごとの取組

II-3-② 事業者の自主的な取組の支援

環境負荷低減行動計画書の適正な運用

II-4-② 環境影響の低減に向けた取組

環境影響評価の推進

II-4-③ 環境影響の低減に向けた調査研究

水環境中のプラスチック廃棄物に係る調査研究

イ 大気や水などの環境に影響する連携施策

大気や水などの環境に影響する取組は、本市の様々な部局で行われており、これらの取組が結びつき、つながることで良好な環境に向けた取組が進んでいきます。

こうした取組については、大気や水などの環境への効果を踏まえ、「大気や水などの環境に影響する連携施策」として位置づけ、基本施策ごとに連携施策の取組を以下のとおり示します。

連携施策の取組は、川崎市総合計画第2期実施計画に掲げられている事務事業名で示します。その際に、各事務事業が基本施策とどのような関係があるのかを示すため、以下のとおり、「a アスベスト対策」、「b 下水道整備」等の見出しをつけて整理しています。

連携施策として位置づけた取組の詳細は、巻末付属資料の取組一覧に記載します。

(ア) 【大気や水などの環境保全に係る連携施策】

a アスベスト対策

- ・ 建築・宅地に関する指導・審査事業

b 下水道整備

- ・ 高度処理事業、合流式下水道の改善事業、下水道の管きよ・施設の老朽化対策及び未普及解消事業、下水道水質管理・事業場指導業務

c 浄化槽管理

- ・ し尿・浄化槽収集事業

d 健康影響調査

- ・ 健康調査事業

e 健康被害予防、補償給付

- ・ 公害健康被害補償事業、公害健康被害予防事業

f ぜん息患者医療費助成

- ・ 成人ぜん息患者医療費助成事業、小児ぜん息患者医療費支給事業

g 水質検査

- ・ 環境衛生事業

h 産業廃棄物の適正処理

- ・ 産業廃棄物指導・許可等事業

(イ) 【環境配慮意識の向上に係る連携施策】

a 自転車活用推進

- ・ 自転車活用推進事業

b 生物多様性推進

- ・ 生物多様性推進事業

- c 生活排水対策等の推進
 - ・下水道普及促進業務
- d 環境に配慮した河川の保全
 - ・河川・水路維持補修事業、河川改修事業、河川環境整備事業
- e 環境教育・環境学習の推進
 - ・環境教育推進事業、多摩川市民協働推進事業、多摩川プラン推進事業、港湾振興事業、「エコシティたかつ」推進事業

(ウ) 【多様な主体との協働・連携に係る連携施策】

- a 市民協働による地域緑化
 - ・市民150万本植樹運動事業、都市緑化推進事業、河川環境整備事業
- b 自治体連携
 - ・多摩川プラン推進事業、多摩・三浦丘陵広域連携事業
- c 国際貢献
 - ・国際環境産業推進事業、グリーンイノベーション・国際環境施策推進事業、上下水道分野における国際展開推進事業

(エ) 【事業者の自主的な取組の促進に係る連携施策】

- a 公共交通施策の推進
 - ・地域交通支援事業、鉄道計画関連事業、市バスネットワーク推進事業
- b 次世代自動車等の導入
 - ・市バス地域貢献事業
- c 道路整備
 - ・道路計画調査事業
- d 経済的支援
 - ・内陸部操業環境保全対策事業、環境エネルギー推進事業、中小企業融資制度事業

(オ) 【環境影響の未然防止に係る連携施策】

- a 建築物環境配慮
 - ・建築物環境配慮推進事業
- b 平常時河川流量の維持
 - ・建築・宅地に関する指導・審査事業、道路舗装事業、下水道の管きよ・施設の維持管理業務、雨水流出抑制施設指導業務

c 緑地保全・緑化推進

- ・緑化協議による緑のまちづくりの推進事業、里山再生事業、緑地保全事業、農環境保全・活用事業、農業体験提供事業、「エコシティたかつ」推進事業

d 農薬の適正使用

- ・公園緑地維持管理事業、農業経営支援・研究事業

(6) 地域の特性を踏まえた取組

ア 地域の取組の必要性

本市の大気や水などの環境は、市全体としては環境基準を概ね達成していますが、環境基準等の達成状況には地域により差異があるため、地域的な特性や課題を把握し、そのことを踏まえた取組を実施することにより、更なる環境の向上につなげる必要があります。

また、大気、水などの環境に関するアンケート等の結果によると、地域の環境が良好であるという実感が高まっているとは言えず、良好な環境を保全する取組が地域でどのように行われているか、市民に十分認知されていない状況があると考えられます。そのため、市民が「住んでいる地域の状況」、「住んでいる地域において、どういふ目的でどのような取組が行われているか」について理解できるよう情報発信するほか、身の回りの生活環境に目を向けることができる市民参加型の環境調査を実施するなど、身近な地域環境への関心を高めるようにする必要があります。

このため、本計画では「基本施策Ⅱ-1 環境配慮意識の向上」の「③ 効果的な情報発信の推進」において、「地域ごとの取組や環境データの情報発信」を位置づけ、身近な地域における環境保全の取組や地域の環境データについて紹介していく取組を進めます。

また、以上に述べた地域の特性や課題を踏まえた取組を実施するため、具体的な地域区分等を踏まえた取組の方向性等を以下のとおり示し、身近な地域環境の関心を高め、環境が良好であるという実感の向上を図るとともに、地域ごとの特性を踏まえた取組を推進していきます。

イ 地域区分と各地域の課題及び取組の方向性

川崎市の都市構造、土地利用の状況は地域ごとに特徴があり、その特徴や市民の生活行動圏に応じて川崎市を大きく分けると、南部（臨海部）・中部（内陸部）・北部（丘陵部）の3つに分類することができます。この分類は、立地的特徴の面で地域の特性を表すとともに、市民意識の面でも地域ごとの違いがみられることから、基本施策に位置づけられた取組を推進するにあたり、地域の特性を踏まえることが大切です。

一方で、統計データや環境データはほぼ行政区別に整理されていることから、立地的特徴を踏まえつつ、地域ごとの情報発信を進めるため、以下のとおり行政区を基本とした地域区分の考え方を示します。また、各地域の特性・課題及び取組の方向性を示します。

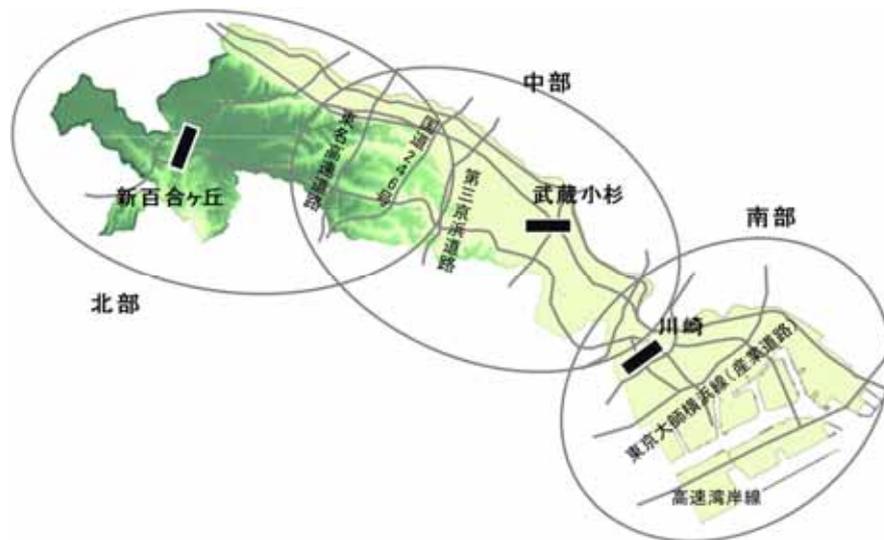


図 4-2 川崎市の地域区分

(ア) 南部（臨海部）・・・主に川崎区

産業道路以南の工業専用地域は東京湾に面し、石油化学、鉄鋼、発電所等の大規模な工場が集積しており、近年では研究開発機関や物流施設の集積も進んでいます。また、産業道路以北では工場跡地に大規模集合住宅が建設されるなど、工業・商業地域の一部が住宅地となっており、工場・商業施設・住宅が混在しています。

環境面では、大型車交通量の多い幹線道路（産業道路等）が存在し、沿道等で二酸化窒素の濃度が高い場所が見られます。河口干潟には多様な生物が生息しています。下水道は、市街地は合流式区域で、工業専用地域は下水道処理区域外となっています。

a 主な特性・課題

- ・工業地帯には大規模な工場・事業場が集積している。さらに、物流施設が集積していることから大型車交通量が多く、道路沿道での二酸化窒素濃度が高い。
- ・発生源の特定が困難な広域的な悪臭等の苦情がある。
- ・埋立地の下水道処理区域外では、工場・事業場は海域に排水している。
- ・干潟など特徴のある水辺地が存在している。
- ・化学物質を取り扱う事業者の多くが臨海部の工場地帯に立地しており、市全体の化学物質排出量の約9割を占めている。

b 取組の方向性

- ・工場・事業場の大気汚染や排水に係る監視・指導に継続して取り組む。
- ・道路沿道の排出ガス対策として、次世代自動車の普及促進や交通環境配慮行動の促進を図る。

- ・発生源の特定が困難な広域的な悪臭など特徴のある苦情に対して、適切に相談対応を行い、未然防止に向けた取組を推進する。
- ・干潟など特徴のあるフィールドを活用した水辺に親しむ取組を進める。
- ・地域ごとに環境リスク評価を行うとともに、主に臨海部に多く立地する化学物質を取り扱う事業者による自主的な取組を促進する。

(イ) 中部（内陸部）・・・主に幸区、中原区、高津区

多摩川沿いに広がる比較的平坦な地域です。道路・鉄道網が発達し、交通利便性が高いことから、大規模集合住宅が多く、近年、若年層人口が増加しています。また、住宅地と中小規模の工場、商業地、研究施設等が混在している地域でもあります。

環境面では、河川が市街地近くを流れ、親水護岸整備区間があります。市を横断する幹線道路も居住地近くに存在しています。下水道は合流式区域と分流式区域が混在しています。

a 主な特性・課題

- ・市を横断する幹線道路がある。
- ・主要駅周辺の商業系地域では騒音・振動の苦情が多い。
- ・飲食店からの悪臭苦情や野焼き等のばい煙の苦情が多い。
- ・下水処理が分流方式の区域では、雨水は道路側溝などを通じて河川に流入している。
- ・河川の親水施設など特徴のある水辺地が存在している。

b 取組の方向性

- ・道路沿道の排出ガス対策として、次世代自動車の普及促進や交通環境配慮行動の促進を図る。
- ・商業系地域の騒音・振動、飲食店からの悪臭など特徴のある苦情に対して、適切に相談対応を行い、未然防止に向けた取組を推進する。
- ・分流式下水道区域では生活排水等が河川に直接流れ込むことによる水質汚濁を防止するため環境配慮意識の向上に効果的な情報発信を行い普及啓発を図る。
- ・河川の親水施設など特徴のあるフィールドを活用した水辺に親しむ取組を進める。

(ウ) 北部（丘陵部）・・・主に宮前区、多摩区、麻生区

生田緑地や多摩丘陵など、豊かな自然が残されています。一方で、定住化する都市型住宅が多く、高齢化が進行しています。

環境面では、豊かな緑が多く、湧水も多く存在しています。河川には親水護岸整備区間があります。下水道は分流式区域となっていますが、浄化槽も存在しています。

a 主な特性・課題

- ・飲食店からの悪臭苦情や野焼き等のばい煙の苦情が多い。
- ・雨水は道路側溝などを通じて河川に流入している。
- ・飲用井戸が存在している。
- ・湧水地など特徴のある水辺地が存在している。

b 取組の方向性

- ・野焼き等のばい煙など特徴のある苦情に対して、適切に相談対応を行い、未然防止に向けた取組を推進する。
- ・生活排水等が河川に直接流れ込むことによる水質汚濁を防止するため、環境配慮意識の向上に効果的な情報発信を行い普及啓発を図る。
- ・飲用井戸に配慮して地下水質の監視に継続して取り組む。
- ・湧水地など特徴のあるフィールドを活用した水辺に親しむ取組を進める。

ウ 地域ごとの主な取組

取組の方向性を踏まえて、地域ごとに次のような取組を進めます。地域の取組は、巻末付属資料の取組一覧で具体的取組ごとに該当する地域を示しています。

(ア) 南部（臨海部）

- ・法や条例による工場・事業場の大気汚染や排水に係る監視・指導の実施
- ・大型車からの大気汚染物質排出量の削減に向けた次世代自動車の普及促進等の取組
- ・広域的な悪臭、粉じん苦情への対応及び未然防止に向けた取組
- ・多摩川河口干潟や人工海浜を活用した水辺に親しむ取組
- ・環境リスク評価を活用した化学物質の適正管理の促進

(イ) 中部（内陸部）

- ・道路沿道の排出ガス対策としての交通量削減に向けた再配達抑制等の取組
- ・市民からの騒音・振動・悪臭などの苦情相談への対応
- ・河川の水質改善に向けた市民向け普及啓発の推進
- ・汽水域の多様な生物や、親水護岸を活用した水辺と親しむ取組

(ウ) 北部（丘陵部）

- ・野焼き等のばい煙をはじめとする苦情への対応及び未然防止に向けた取組
- ・河川の水質改善に向けた市民向け普及啓発の推進
- ・湧水地等を活用した水辺と親しむ取組
- ・飲用井戸の保全のための地下水質の監視

第5章 推進体制及び進行管理

大気や水などの環境を保全して更なる向上を図る施策を総合的に推進することをめざすには、庁内の連携を強化して取組の実効性を高める必要があるため、庁内推進組織を設け、本計画の進捗に関して単年度ごとに取組状況を把握、点検して取組の修正を行うなど、適切に進行管理を行います。

年度ごとに、大気環境・水環境・化学物質・市民実感の指標の実績、リーディングプロジェクトの実施状況、基本施策の主な具体的取組の実施状況、進行管理の指標における取組成果指標の実績、地域の取組の実施状況等を取りまとめ、環境審議会に報告するとともに公表します。(図の<単年度ごとの小さなPDCAサイクル>)。

進行管理を実施する中で、次のとおり PDCA サイクルを基本とした仕組みで取組の実効性を評価し、新たな取組や既存の取組の見直しを図る観点から、本計画については策定後5年で見直すこととし、また、必要に応じて各種制度や条例の見直しについても検討していきます。

(1) 計画 (Plan)

目標や基本的な施策の方向性等及び具体的な取組を定めた計画を策定・改定する。

(2) 実施 (Do)

計画に定める各取組について、適切に予算措置をした上で実施する。

(3) 点検・評価 (Check) <単年度ごとの小さなPDCAサイクル>

- a 指標を活用して取組状況を適切に把握・点検し、取組の修正・見直しを行う。
- b 把握した取組状況を環境審議会に報告した上で公表し、取組の見直しを反映する。

(4) 市民意識の把握

かわさき市民アンケート等を活用して施策の実施状況に係る市民意識を把握する。

(5) 見直し (Action)

点検・評価の結果を踏まえて取組を見直し、計画の見直しに反映する。

